

# 新潟県地域防災計画

## （震災対策編）

令和3年6月修正案

# 新旧対照表

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																				
1	第1章第2節 県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	4	15	<p><b>1 基本理念</b></p> <p>(1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築</p> <p>ウ 県、市町村及び防災関係機関に求められる役割</p> <p>(7) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。</p> <p>e ハザードマップの作成、<u>避難勧告等</u>の判断基準等の明確化</p>	<p><b>1 基本理念</b></p> <p>(1) 住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築</p> <p>ウ 県、市町村及び防災関係機関に求められる役割</p> <p>(イ) 県、市町村及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援等の応急対策全般を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。</p> <p>e ハザードマップの作成、<u>避難指示等</u>の判断基準等の明確化</p>	災害対策基本法の一部改正																					
2	第1章第2節 県民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	6	▲22	<p><b>3 各機関の事務又は業務の大綱（略）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県</td> <td>1～5（略） 6 <u>避難の勧告及び指示</u>に関する こと 7 市町村の実施する<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令に係る情報提供・技術的支援に関する こと 8～23（略）</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1～4（略） 5 災害広報並びに<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の発令、<u>避難の勧告及び指示</u>に関する こと 6～15（略）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>機関名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	新潟県	1～5（略） 6 <u>避難の勧告及び指示</u> に関する こと 7 市町村の実施する <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令に係る情報提供・技術的支援に関する こと 8～23（略）	市町村	1～4（略） 5 災害広報並びに <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令、 <u>避難の勧告及び指示</u> に関する こと 6～15（略）	(略)	(略)	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	<p><b>3 各機関の事務又は業務の大綱（略）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟県</td> <td>1～5（略） 6 <u>避難指示等</u>に関する こと 7 市町村の実施する<u>高齢者等避難</u>の発令に係る情報提供・技術的支援に関する こと 7～23（略）</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>1～4（略） 5 災害広報並びに<u>高齢者等避難</u>の発令、<u>避難指示等</u>に関する こと 6～15（略）</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>機関名</td> <td>処理すべき事務又は業務の大綱</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	新潟県	1～5（略） 6 <u>避難指示等</u> に関する こと 7 市町村の実施する <u>高齢者等避難</u> の発令に係る情報提供・技術的支援に関する こと 7～23（略）	市町村	1～4（略） 5 災害広報並びに <u>高齢者等避難</u> の発令、 <u>避難指示等</u> に関する こと 6～15（略）	(略)	(略)	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	災害対策基本法の一部改正	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																										
新潟県	1～5（略） 6 <u>避難の勧告及び指示</u> に関する こと 7 市町村の実施する <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令に係る情報提供・技術的支援に関する こと 8～23（略）																										
市町村	1～4（略） 5 災害広報並びに <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令、 <u>避難の勧告及び指示</u> に関する こと 6～15（略）																										
(略)	(略)																										
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																										
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																										
新潟県	1～5（略） 6 <u>避難指示等</u> に関する こと 7 市町村の実施する <u>高齢者等避難</u> の発令に係る情報提供・技術的支援に関する こと 7～23（略）																										
市町村	1～4（略） 5 災害広報並びに <u>高齢者等避難</u> の発令、 <u>避難指示等</u> に関する こと 6～15（略）																										
(略)	(略)																										
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																										

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
3	第1章第4節 複合災害時の 対策	37	2	<b>2 積雪期における地震と対策</b> (4) 積雪の地震被害に対する影響 ③ 応急対策需要増加要因 ア 被災者、避難者の生活確保 (略) また、雪崩の危険等のため避難の指示・ <u>勧告が長期間継続するほか、道路除雪の困</u> <u>難、ガス・水道等のインフラ復旧の遅れ、</u> <u>積雪による応急仮設住宅の着工困難など</u> <u>により、避難生活が長期化することが予想</u> <u>される。</u>	<b>2 積雪期における地震と対策</b> (4) 積雪の地震被害に対する影響 ③ 応急対策需要増加要因 ア 被災者、避難者の生活確保 (略) また、雪崩の危険等のため <u>避難指示等</u> が 長期間継続するほか、道路除雪の困難、ガ ス・水道等のインフラ復旧の遅れ、積雪に による応急仮設住宅の着工困難などにより、 避難生活が長期化することが予想される。	災害対策基本 法の一部改正	
4	第2章第3節 自主防災組織 育成計画	57	7	<b>2 自主防災組織の概要</b> (3) 自主防災組織の活動内容 イ 災害時の活動 (エ) 地域住民に対する <u>避難準備・高齢者等避</u> <u>難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の</u> <u>情報伝達</u>	<b>2 自主防災組織の概要</b> (3) 自主防災組織の活動内容 イ 災害時の活動 (エ) 地域住民に対する <u>高齢者等避難、避難指</u> <u>示等の情報伝達</u>	災害対策基本 法の一部改正	
5	第2章第6節 地盤災害予防 計画	70	4	<b>3 県の役割</b> (7) 市町村の防災体制整備への支援（農林水 産部、農地部、土木部） 県は、市町村に対し、 <u>避難勧告等の発令</u> <u>基準の策定を支援するなど、市町村の防災</u> <u>体制確保に向けた支援を行う。また、市町</u> <u>村から求めがあった場合には、<u>避難指示又</u></u> <u>は<u>避難勧告</u>の対象地域、判断時期等につい</u> <u>て助言を行う。</u>	<b>3 県の役割</b> (7) 市町村の防災体制整備への支援（農林水 産部、農地部、土木部） 県は、市町村に対し、 <u>避難指示等の発令</u> <u>基準の策定を支援するなど、市町村の防災</u> <u>体制確保に向けた支援を行う。また、市町</u> <u>村から求めがあった場合には、<u>避難指示等</u></u> <u>の対象地域、判断時期等について助言を行</u> <u>う。</u>	災害対策基本 法の一部改正	
6	第2章第6節 地盤災害予防 計画	72	12	<b>4 市町村の役割</b> (4) 情報伝達体制の整 ウ 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報及び 土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土 砂災害に関する <u>避難勧告等の判断</u> にあたり 活用するよう努める。 (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防 止対策の推進 イ <u>避難勧告等の発令区域・タイミング、指定</u> <u>緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘</u> <u>導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。</u>	<b>4 市町村の役割</b> (4) 情報伝達体制の整 ウ 土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報及び 土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土 砂災害に関する <u>避難指示等の判断</u> にあたり 活用するよう努める。 (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防 止対策の推進 イ <u>避難指示等の発令区域・タイミング、指定</u> <u>緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘</u> <u>導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。</u>	災害対策基本 法の一部改正	

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 二次災害の予防</p> <p>イ <u>避難勧告・指示等</u>の実施</p> <p>地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制の構築又は<u>避難勧告・指示等</u>を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 市町村地域防災計画で定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害危険箇所等に関する事項</li> <li>・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項</li> <li>・ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項</li> <li>・ <u>避難勧告等</u>の発令及び伝達方法に関する事項</li> </ul> <p>(略)</p>	<p>その際、水害と土砂災害の同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 二次災害の予防</p> <p>イ <u>避難指示等</u>の実施</p> <p>地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制の構築又は<u>避難指示等</u>を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>(8) 市町村地域防災計画で定める事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害危険箇所等に関する事項</li> <li>・ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項</li> <li>・ 土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項</li> <li>・ <u>避難指示等</u>の発令及び伝達方法に関する事項</li> </ul> <p>(略)</p>		
7	第2章第13節 河川・海岸施設の地震対策	93	14	<p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 県民は、平時から、市町村が指定した避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。</p> <p>地震発生時においては、新潟地方気象台や市町村からの地震情報を収集するとともに、<u>避難勧告、避難指示（緊急）等</u>に対して的確に行動する。</p>	<p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>ア 県民は、平時から、市町村が指定した避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。</p> <p>地震発生時においては、新潟地方気象台や市町村からの地震情報を収集するとともに、<u>避難指示等</u>に対して的確に行動する。</p>	災害対策基本法の一部改正	
8	第2章第14節 農地・農業用施設等の地震対策	101	14	<p><b>3 市町村の役割</b></p> <p>(3) 施設の点検</p> <p>震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所に</p>	<p><b>3 市町村の役割</b></p> <p>(3) 施設の点検</p> <p>震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、防災重点農業用ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所につい</p>	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				については、関係機関等への連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。	ては、関係機関等への連絡、住民に対する避難指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。		
9	第2章第29節 避難体制の整備	157	11	<b>1 計画の方針</b> (1) 基本方針 イ 警報、避難勧告等の情報伝達体制の整備 ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難勧告等の発令 (略) (2) 要配慮者に対する配慮 イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難勧告等の伝達	<b>1 計画の方針</b> (1) 基本方針 イ 警報、避難指示等の情報伝達体制の整備 ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難指示等の発令 (略) (2) 要配慮者に対する配慮 イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難指示等の伝達	災害対策基本法の一部改正	
10	第2章第29節 避難体制の整備	158	14	<b>2 県民の役割</b> (1) 住民等に求められる役割 ア 住民・企業等の役割 (ウ) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。	<b>2 県民の役割</b> (1) 住民等に求められる役割 ア 住民・企業等の役割 (ウ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味を正しく理解するとともに、地域の防災訓練などを通じて、避難行動をおこす際のハードル（心理的負担）を下げ、避難のタイミングと自らがとるべき行動を確認しておくこと。	災害対策基本法の一部改正	
11	第2章第29節 避難体制の整備	159	▲17	<b>3 県の役割</b> (2) 市町村の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部） イ 市町村による避難勧告等の早期発令・伝達体制整備の支援 (イ) 市町村の避難勧告等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。 (ウ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市町村への情報支援体制を確立する。 (エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市町村の発する避難勧告等の伝達に	<b>3 県の役割</b> (2) 市町村の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部） イ 市町村による避難指示等の早期発令・伝達体制整備の支援 (イ) 市町村の避難指示等の発令の判断を支援するため、広域的又はスポット的な観測情報を提供する。また、必要に応じ専門的な助言を付して提供する。 (ウ) 前記の情報収集・提供を行う県危機管理センターを拠点として、市町村への情報支援体制を確立する。 (エ) 県内の放送機関と協議し、通信網の混乱時等に市町村の発する避難指示等の伝達に	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				協力が得られるよう、事前に手続等を定める。 (オ) 市町村に対し、 <u>避難勧告等</u> の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。	協力が得られるよう、事前に手続等を定める。 (オ) 市町村に対し、 <u>避難指示等</u> の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行う。		
12	第2章第29節 避難体制の整備	160	▲12	<p><b>4 市町村の役割</b></p> <p>市町村は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、<u>避難勧告等</u>の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。（略）</p> <p>(2) <u>避難勧告等</u>の情報伝達体制の整備</p> <p>イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、Lアラート、緊急速報メール（電子メール）、SNS（ソーシャル・ネットワークング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、住民・企業等へ<u>避難勧告等</u>を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。（略）</p> <p>エ 在宅の要配慮者に対する<u>避難勧告等</u>の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。</p> <p>オ <u>避難勧告等</u>の伝達に、地元のコミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。</p> <p>カ <u>避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</u>の意味及び自主的な避難等を含む住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図ると</p>	<p><b>4 市町村の役割</b></p> <p>市町村は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、<u>避難指示等</u>の発令区域・タイミング等の避難の判断・情報伝達・避難誘導體制整備とマニュアル化、避難経路等の計画、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。（略）</p> <p>(2) <u>避難指示等</u>の情報伝達体制の整備</p> <p>イ 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、Lアラート、緊急速報メール（電子メール）、SNS（ソーシャル・ネットワークング・サービス）、スマートフォン用アプリ等や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図るなど、住民・企業等へ<u>避難指示等</u>を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。（略）</p> <p>エ 在宅の要配慮者に対する<u>避難指示等</u>の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。</p> <p>オ <u>避難指示等</u>の伝達に、地元のコミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。</p> <p>カ <u>高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</u>の意味及び自主的な避難等を含む住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図るとともに、発令時の伝達にあたって</p>	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>ともに、発令時の伝達にあたっては、住民等が危険の切迫性を認識できるように伝え方を工夫し、避難行動を促していく。</p> <p>キ 躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>(3) 避難勧告等の発令の客観的基準の設定 市町村長は、遅滞なく避難勧告等を発令できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び住民等に周知する。</p> <p>ア 水防法上の水位情報周知河川については、河川管理者及び気象官署と協議の上、当該河川の水位、流量、上流のダム放水量、地域の降水量等を目安とする避難勧告等の発令基準を設定する。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(4) 避難誘導體制の整備 ア 避難勧告等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制を、地区別にあらかじめ定める。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 住民避難誘導訓練の実施</p>	<p>は、住民等が危険の切迫性を認識できるように伝え方を工夫し、避難行動を促していく。</p> <p>キ 躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>(3) 避難勧告等の発令の客観的基準の設定 市町村長は、遅滞なく避難指示等を発令できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び住民等に周知する。</p> <p>ア 水防法上の水位情報周知河川については、河川管理者及び気象官署と協議の上、当該河川の水位、流量、上流のダム放水量、地域の降水量等を目安とする避難指示等の発令基準を設定する。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(4) 避難誘導體制の整備 ア 避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導體制を、地区別にあらかじめ定める。</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>(7) 住民避難誘導訓練の実施</p>		

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																												
				ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、避難勧告等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。 イ～エ (略) (8) 市町村地域防災計画に定める事項 ア 地区別のハザードマップ・防災マップ イ 避難勧告等の発令の客観的な基準 ウ 避難勧告等の伝達体制 エ～カ (略)	ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導體制に従い、避難指示等が発令された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。 イ～エ (略) (8) 市町村地域防災計画に定める事項 ア 地区別のハザードマップ・防災マップ イ 避難指示等の発令の客観的な基準 ウ 避難指示等の伝達体制 エ～カ (略)																														
13	第2章第29節 避難体制の整備	165	▲1	5 関係機関の役割 (1) 北陸地方整備局 ア 市町村が避難勧告等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。 (略) (2) 新潟地方気象台 ア・イ (略) ウ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルや防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。	5 関係機関の役割 (1) 北陸地方整備局 ア 市町村が避難指示等の発令の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。 (略) (2) 新潟地方気象台 ア・イ (略) ウ 市町村が行う避難指示等の判断・伝達マニュアルや防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。	災害対策基本法の一部改正																													
14	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	167	▲12	1 計画の方針 (1) 基本方針 (略) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難誘導、避難所管理等</td> <td>避難誘導等</td> <td>                             ・避難勧告等の情報提供                              ・避難誘導                              ・移送                         </td> </tr> <tr> <td>避難所の設置・運営</td> <td>                             ・避難行動要支援者の安否確認                              ・避難所の管理・運営                              ・要配慮者の緊急入所・入院                         </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)	大項目	中項目	小項目	(略)	(略)	(略)	避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	・避難勧告等の情報提供 ・避難誘導 ・移送	避難所の設置・運営	・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院	(略)	(略)	(略)	1 計画の方針 (1) 基本方針 (略) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>大項目</th> <th>中項目</th> <th>小項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">避難誘導、避難所管理等</td> <td>避難誘導等</td> <td>                             ・避難指示等の情報提供                              ・避難誘導                              ・移送                         </td> </tr> <tr> <td>避難所の設置・運営</td> <td>                             ・避難行動要支援者の安否確認                              ・避難所の管理・運営                              ・要配慮者の緊急入所・入院                         </td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> (略)	大項目	中項目	小項目	(略)	(略)	(略)	避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	・避難指示等の情報提供 ・避難誘導 ・移送	避難所の設置・運営	・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院	(略)	(略)	(略)	災害対策基本法の一部改正	
大項目	中項目	小項目																																	
(略)	(略)	(略)																																	
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	・避難勧告等の情報提供 ・避難誘導 ・移送																																	
	避難所の設置・運営	・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院																																	
(略)	(略)	(略)																																	
大項目	中項目	小項目																																	
(略)	(略)	(略)																																	
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	・避難指示等の情報提供 ・避難誘導 ・移送																																	
	避難所の設置・運営	・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院																																	
(略)	(略)	(略)																																	

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				<p>ア 県 (略) 特に、市町村に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画策定等のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況、実効性等を確認する。</p> <p>イ 市町村 市町村は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を作成し、避難勧告等の判断・伝達マニュアル等を策定するとともに、避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画を自主防災組織等と協力して策定する。(略)</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 地域住民、自治会、自主防災組織等 地域住民、自治会、自主防災組織等は、市町村、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て地域社会全体で避難行動要支援者一人ひとりの避難支援計画を策定する等安全確保を図る体制づくりに努める。</p>	<p>ア 県 (略) 特に、市町村に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者の個別避難計画策定等のための体制づくりの支援を行うとともに、その進捗状況、実効性等を確認する。</p> <p>イ 市町村 市町村は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を作成し、避難指示等の判断・伝達マニュアル等を策定するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画を自主防災組織等と協力して策定する。(略)</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 地域住民、自治会、自主防災組織等 地域住民、自治会、自主防災組織等は、市町村、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得て地域社会全体で避難行動要支援者の個別避難計画を策定する等安全確保を図る体制づくりに努める。</p>		
15	第2章第30節 要配慮者の安全確保計画	171	▲7	<p><b>4 市町村の役割</b> (1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等 (略) また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援計画、<u>避難勧告等の判断・伝達などを定めたマニュアル等</u>を作成するとともに、避難行動要支援者の個別計画の策定に努める。さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。作成した避難行動要支援者名簿は、消防機関、警察機関、</p>	<p><b>4 市町村の役割</b> (1) 避難行動要支援者の把握、情報の共有、啓発、訓練等 (略) また、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援計画、<u>避難指示等の判断・伝達などを定めたマニュアル等</u>を作成するとともに、避難行動要支援者の個別避難計画の策定に努める。さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの食料・備品等の確保を図る。作成した避難行動要支援者名簿は、消防機関、警察機</p>	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																		
				<p>民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。（略）</p> <p>(2) 避難誘導・避難所の管理等 ア 避難誘導対策 市町村は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難勧告等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市町村は、避難・誘導に際し、警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、特に、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。（略）</p>	<p>関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下、「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めにより、あらかじめ提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施などの体制整備に努める。</p> <p>(2) 避難誘導・避難所の管理等 ア 避難誘導対策 市町村は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市町村は、避難・誘導に際し、警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上で、特に、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。（略）</p>																				
16	第3章第6節 被災状況等収集伝達計画	242	▲1	<p><b>3 業務の体系</b> 一般住民等へ広報 ・報道機関等への情報伝達及び報道要請 ・<u>避難勧告又は避難指示（緊急）</u>の伝達</p>	<p><b>3 業務の体系</b> 一般住民等へ広報 ・報道機関等への情報伝達及び報道要請 ・<u>避難指示等</u>の伝達</p>	災害対策基本法の一部改正																			
17	第3章第6節 被災状況等収集伝達計画	244	13	<p><b>4 業務の内容</b> (2) 連絡体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県に被害状況を報告する。</li> <li>・避難勧告等を発出した場合は、速やかに新潟県</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県	(略)	(略)	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県に被害状況を報告する。</li> <li>・避難勧告等を発出した場合は、速やかに新潟県</li> </ul>		<p><b>4 業務の内容</b> (2) 連絡体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県に被害状況を報告する。</li> <li>・<u>避難指示等</u>を発出した場合は、速やかに新潟県</li> </ul> </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	県	(略)	(略)	市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県に被害状況を報告する。</li> <li>・<u>避難指示等</u>を発出した場合は、速やかに新潟県</li> </ul>		災害対策基本法の一部改正	
実施主体	対 策	協力依頼先																							
県	(略)	(略)																							
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県に被害状況を報告する。</li> <li>・避難勧告等を発出した場合は、速やかに新潟県</li> </ul>																								
実施主体	対 策	協力依頼先																							
県	(略)	(略)																							
市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県に被害状況を報告する。</li> <li>・<u>避難指示等</u>を発出した場合は、速やかに新潟県</li> </ul>																								

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧			新			修正理由	備考
					総合防災システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。			総合防災システムにより県及び緊急時情報伝達ルートに定める報道機関に報告・情報提供する。			
				防災関係機関	(略)	(略)	防災関係機関	(略)	(略)		
18	第3章第6節 被災状況等収集伝達計画	244	▲2	<b>5 市町村地域防災計画で定める事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報に関する窓口</li> <li>・ 被害状況の伝達方法</li> <li>・ <u>避難勧告等の実施基準</u></li> <li>・ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定</li> </ul>			<b>5 市町村地域防災計画で定める事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報に関する窓口</li> <li>・ 被害状況の伝達方法</li> <li>・ <u>避難指示等の実施基準</u></li> <li>・ 指定緊急避難場所、指定避難所の指定</li> </ul>			災害対策基本法の一部改正	
19	第3章第7節 広報計画	250	16	<b>3 各機関の役割</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 県警察 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 広報すべき事項</li> </ul> </li> <li>(ウ) 市町村長から要求があった場合等の<u>避難指示（緊急）</u> 広報</li> </ul>			<b>3 各機関の役割</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>(7) 県警察 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 広報すべき事項</li> </ul> </li> <li>(ウ) 市町村長から要求があった場合等の<u>避難指示</u> 広報</li> </ul>			災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																																
20	第3章第7節 広報計画	251	▲11	<p><b>5 災害発生時の各段階における広報</b>                      (1) 地震発生直後(地震発生後概ね3～4時間以内)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>・住民に対する<u>避難勧告</u> 等 (略)</td> <td>消防団 自主防災組織</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害応急対策初動期(災害発生後概ね2日以内)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>広報事項</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>・災害に乗じた犯罪の抑止情報 ・交通規制情報 ・市町村長から要求があった場合等の避難指示 (緊急) 広報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	市町村	・住民に対する <u>避難勧告</u> 等 (略)	消防団 自主防災組織	(略)	(略)	(略)	実施主体	広報事項	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	県警察	・災害に乗じた犯罪の抑止情報 ・交通規制情報 ・市町村長から要求があった場合等の避難指示 (緊急) 広報		(略)	(略)	(略)	<p><b>5 災害発生時の各段階における広報</b>                      (1) 地震発生直後(地震発生後概ね3～4時間以内)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>・住民に対する<u>避難指示</u> 等 (略)</td> <td>消防団 自主防災組織</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 災害応急対策初動期(災害発生後概ね2日以内)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>広報事項</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県警察</td> <td>・災害に乗じた犯罪の抑止情報 ・交通規制情報 ・市町村長から要求があった場合等の避難指示 広報</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	市町村	・住民に対する <u>避難指示</u> 等 (略)	消防団 自主防災組織	(略)	(略)	(略)	実施主体	広報事項	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	県警察	・災害に乗じた犯罪の抑止情報 ・交通規制情報 ・市町村長から要求があった場合等の避難指示 広報		(略)	(略)	(略)	災害対策基本法の一部改正	
実施主体	対 策	協力依頼先																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
市町村	・住民に対する <u>避難勧告</u> 等 (略)	消防団 自主防災組織																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
実施主体	広報事項	協力依頼先																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
県警察	・災害に乗じた犯罪の抑止情報 ・交通規制情報 ・市町村長から要求があった場合等の避難指示 (緊急) 広報																																																						
(略)	(略)	(略)																																																					
実施主体	対 策	協力依頼先																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
市町村	・住民に対する <u>避難指示</u> 等 (略)	消防団 自主防災組織																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
実施主体	広報事項	協力依頼先																																																					
(略)	(略)	(略)																																																					
県警察	・災害に乗じた犯罪の抑止情報 ・交通規制情報 ・市町村長から要求があった場合等の避難指示 広報																																																						
(略)	(略)	(略)																																																					
21	第3章第8節 住民等避難計画	255	▲9	<p><b>1 計画の方針</b>                      (1) 基本方針                      ア 各主体の責務                      (ウ) 市町村                      ・地震後速やかに指定避難所を開設し、避難者を受け入れる。                      ・指定避難所以外への避難者の状況を確認する。                      ・避難者の状況及びニーズを把握し、県に報告する。                      ・二次災害※の危険がある場合は、速やかに当該地区の住民等に<u>避難を指示又は勧告</u>する。</p>	<p><b>1 計画の方針</b>                      (1) 基本方針                      ア 各主体の責務                      (ウ) 市町村                      ・地震後速やかに指定避難所を開設し、避難者を受け入れる。                      ・指定避難所以外への避難者の状況を確認する。                      ・避難者の状況及びニーズを把握し、県に報告する。                      ・二次災害※の危険がある場合は、速やかに当該地区の住民等に<u>避難を指示</u>する。</p>	災害対策基本法の一部改正																																																	

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考												
				<p>※津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等</p> <p>(エ) 県</p> <p>a (略)</p> <p>また、市町村から求めがあった場合には、<u>避難勧告等</u>の対象地域等について助言するとともに、時機を失することなく<u>避難勧告等</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。</p> <p>b (略)</p> <p>c 市町村の<u>避難勧告等</u>の発令状況を被害状況とともに集約し、消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 達成目標</p> <p><u>避難の指示・勧告</u>と適切な情報提供により、二次被害による人的被害発生を防止する。</p> <p>避難行動要支援者の逃げ遅れを防止する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 積雪期の対応</p> <p>ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市町村は、無雪期よりも確実に<u>避難勧告等</u>を伝達するよう留意する。</p>	<p>※津波、浸水、土砂災害、雪崩、火災の延焼、危険物等の漏洩等</p> <p>(エ) 県</p> <p>a (略)</p> <p>また、市町村から求めがあった場合には、<u>避難指示等</u>の対象地域等について助言するとともに、時機を失することなく<u>避難指示等</u>が発令されるよう、市町村に積極的に助言する。</p> <p>b (略)</p> <p>c 市町村の<u>避難指示等</u>の発令状況を被害状況とともに集約し、消防庁応急対策室に報告するとともに、報道機関や県ホームページを通じて公表する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 達成目標</p> <p><u>避難の指示</u>と適切な情報提供により、二次被害による人的被害発生を防止する。</p> <p>避難行動要支援者の逃げ遅れを防止する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 積雪期の対応</p> <p>ア 屋外では音声情報が伝わり難くなるため、市町村は、無雪期よりも確実に<u>避難指示等</u>を伝達するよう留意する。</p>														
22	第3章第8節 住民等避難計画	258	▲13	<p><b>3 業務の体系</b></p> <p>3時間以内 指定避難所への避難及び<u>避難勧告・避難指示(緊急)</u>の発令 (必要に応じて警戒区域の設定)</p>	<p><b>3 業務の体系</b></p> <p>3時間以内 指定避難所への避難及び<u>避難指示</u>の発令 (必要に応じて警戒区域の設定)</p>	災害対策基本法の一部改正													
23	第3章第8節 住民等避難計画	259	10	<p><b>4 業務の内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勧告又は指示等</u></p> <table border="1" data-bbox="577 1353 1182 1422"> <tr> <td>実施主体</td> <td>対 策</td> <td>協力依頼先</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市町村	(略)	(略)	<p><b>4 業務の内容</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>避難指示等</u></p> <table border="1" data-bbox="1205 1353 1809 1422"> <tr> <td>実施主体</td> <td>対 策</td> <td>協力依頼先</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市町村	(略)	(略)	災害対策基本法の一部改正	
実施主体	対 策	協力依頼先																	
市町村	(略)	(略)																	
実施主体	対 策	協力依頼先																	
市町村	(略)	(略)																	

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考												
				<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告、避難指示(緊急)等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達</li> <li>関係機関に災害派遣等を要請</li> <li>応急対策の実施</li> </ul> </td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告及び避難指示(緊急) 地域からの避難誘導</li> <li>交通規制の実施</li> <li>犯罪予防</li> </ul> </td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告、避難指示(緊急)等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達</li> <li>関係機関に災害派遣等を要請</li> <li>応急対策の実施</li> </ul>	(略)	防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告及び避難指示(緊急) 地域からの避難誘導</li> <li>交通規制の実施</li> <li>犯罪予防</li> </ul>	(略)	<table border="1"> <tr> <td>県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達</li> <li>関係機関に災害派遣等を要請</li> <li>応急対策の実施</li> </ul> </td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示地域からの避難誘導</li> <li>交通規制の実施</li> <li>犯罪予防</li> </ul> </td> <td>(略)</td> </tr> </table>	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達</li> <li>関係機関に災害派遣等を要請</li> <li>応急対策の実施</li> </ul>	(略)	防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示地域からの避難誘導</li> <li>交通規制の実施</li> <li>犯罪予防</li> </ul>	(略)		
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告、避難指示(緊急)等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達</li> <li>関係機関に災害派遣等を要請</li> <li>応急対策の実施</li> </ul>	(略)																	
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難勧告及び避難指示(緊急) 地域からの避難誘導</li> <li>交通規制の実施</li> <li>犯罪予防</li> </ul>	(略)																	
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示等の取りまとめ及び関係機関への情報伝達</li> <li>関係機関に災害派遣等を要請</li> <li>応急対策の実施</li> </ul>	(略)																	
防災関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難指示地域からの避難誘導</li> <li>交通規制の実施</li> <li>犯罪予防</li> </ul>	(略)																	
24	第3章第8節 住民等避難計画	259	3	<b>5 市町村地域防災計画で定める事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村避難計画</li> <li>指定避難所及び避難施設運営に関する窓口</li> <li>緊急時情報の伝達方法</li> <li>避難勧告、避難指示(緊急)等の実施基準</li> <li>避難場所及び避難所の指定並びに避難施設の耐震化</li> <li>要配慮者の避難支援計画</li> </ul>	<b>5 市町村地域防災計画で定める事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村避難計画</li> <li>指定避難所及び避難施設運営に関する窓口</li> <li>緊急時情報の伝達方法</li> <li>避難指示等の実施基準</li> <li>避難場所及び避難所の指定並びに避難施設の耐震化</li> <li>要配慮者の避難支援計画</li> </ul>	災害対策基本法の一部改正													
25	第3章第8節 住民等避難計画	284	9	<b>4 県警察における警備活動</b> (2) 警備活動の重点 ケ 住民に対する広報活動 (ウ) 広報すべき事項(例示) c 市町村から要求があった場合等の避難指示(緊急) 広報	<b>4 県警察における警備活動</b> (2) 警備活動の重点 ケ 住民に対する広報活動 (ウ) 広報すべき事項(例示) c 市町村から要求があった場合等の避難指示 広報	災害対策基本法の一部改正													
26	第3章第13節 警備・保安及び交通規制計画	287	7	<b>5 道路交通対策</b> (4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認 ア 緊急通行車両の確認範囲 (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの	<b>5 道路交通対策</b> (4) 緊急通行車両及び規制除外車両の確認 ア 緊急通行車両の確認範囲 (ア) 警報の発令及び伝達並びに避難指示に関するもの	災害対策基本法の一部改正													
27	第3章第14節 海上における災害応急対策	294	18	<b>6 関係機関との協力</b> (2) 県警察 ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導に当たる。	<b>6 関係機関との協力</b> (2) 県警察 ウ 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難指示及び避難誘導に当たる。	災害対策基本法の一部改正													

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																		
28	第3章第26節 要配慮者の応急対策	356	18	<p><b>1 計画の方針</b>                      (1) 基本方針                      ア 各主体の責務                      (イ) 市町村の責務                      市町村は、災害発生直後は地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、<u>特に、要配慮者の安全を確保する。必要によっては県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。また、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や安否確認を迅速に行う。避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。</u>                      また、外国人、視聴覚障害者等に対して、適切な情報提供等の支援を行う。</p>	<p><b>1 計画の方針</b>                      (1) 基本方針                      ア 各主体の責務                      (イ) 市町村の責務                      市町村は、災害発生直後は地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、<u>要配慮者の安全を確保し、必要に応じて県、防災関係機関に協力要請や避難行動要支援者情報の共有を行う。</u>  <u>避難行動要支援者の避難支援や安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用する。その際、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報を避難支援等関係者に提供する。</u>                      避難後は要配慮者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者及び社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る。                      また、外国人、視聴覚障害者等に対して、適切な情報提供等の支援を行う。</p>	災害対策基本法の一部改正																			
29	第3章第26節 要配慮者の応急対策	359	1	<p><b>4 業務の内容</b>                      (1) 避難誘導対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>・避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>を伝達</td> <td>自治会、民生委員等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市町村	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> を伝達	自治会、民生委員等	(略)	(略)	(略)	<p><b>4 業務の内容</b>                      (1) 避難誘導対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>・避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき<u>高年齢者等避難</u>を伝達</td> <td>自治会、民生委員等</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市町村	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき <u>高年齢者等避難</u> を伝達	自治会、民生委員等	(略)	(略)	(略)	災害対策基本法の一部改正	
実施主体	対 策	協力依頼先																							
市町村	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> を伝達	自治会、民生委員等																							
(略)	(略)	(略)																							
実施主体	対 策	協力依頼先																							
市町村	・避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき <u>高年齢者等避難</u> を伝達	自治会、民生委員等																							
(略)	(略)	(略)																							

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
30	第3章第26節 要配慮者の応急対策	360	▲6	<b>5 市町村地域防災計画で定める事項</b> ・避難勧告等の判断・伝達 ・避難行動要支援者の避難支援計画 ・避難所及び福祉避難所の設置・運営 ・福祉・保健対策 ・視聴覚障害者への情報提供方法 ・多言語支援窓口の設置・運営 等	<b>5 市町村地域防災計画で定める事項</b> ・避難指示等の判断・伝達 ・避難行動要支援者の避難支援計画 ・避難所及び福祉避難所の設置・運営 ・福祉・保健対策 ・視聴覚障害者への情報提供方法 ・多言語支援窓口の設置・運営 等	災害対策基本法の一部改正	
31	第3章第34節 災害時の放送	396	▲3	<b>1 計画の方針</b> (3) その他緊急を要する情報の提供 市町村が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。 同ルートにより伝達する情報は、法に基づく <u>避難勧告、避難指示（緊急）</u> の発令及び解除並びにこれに準じて行う <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令及び解除とする。	<b>1 計画の方針</b> (3) その他緊急を要する情報の提供 市町村が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。 同ルートにより伝達する情報は、法に基づく <u>避難指示</u> の発令及び解除並びにこれに準じて行う <u>高齢者等避難</u> の発令及び解除とする。	災害対策基本法の一部改正	
32	第3章第34節 災害時の放送	397	▲15	<b>2 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）</b> <b>○NHK新潟放送局</b> <u>3 避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u> （略） <b>○エフエムラジオ新潟</b> 1 緊急速報 (2) 県及び市町村から <u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令とその解除など、住民の避難に関する情報を得て、当社が必要と判断した場合、可能な限り速やかに放送する。 （略） 3 防災協定を締結した市町村の場合 当社と「災害時緊急放送に関する協定」を締結している市町村とは、当該市町村からの協力要請に基づき、より緊密な協力を行い、 <u>避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始</u> の発令とその解除	<b>2 各放送機関の災害時の放送（全県波放送局）</b> <b>○NHK新潟放送局</b> <u>3 高齢者等避難、避難指示</u> （略） <b>○エフエムラジオ新潟</b> 1 緊急速報 (2) 県及び市町村から <u>高齢者等避難、避難指示</u> の発令とその解除など、住民の避難に関する情報を得て、当社が必要と判断した場合、可能な限り速やかに放送する。 （略） 3 防災協定を締結した市町村の場合 当社と「災害時緊急放送に関する協定」を締結している市町村とは、当該市町村からの協力要請に基づき、より緊密な協力を行い、 <u>高齢者等避難、避難指示</u> の発令とそ	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				及び関連する情報などについて、可能な限り速やかに放送する。	の解除及び関連する情報などについて、可能な限り速やかに放送する。		
33	第3章第38節 給水・上水道 施設応急対策	414	▲2	<b>3 業務の体系（業務スケジュール）</b> （略） 注）避難勧告等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。	<b>3 業務の体系（業務スケジュール）</b> （略） 注）避難指示等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。	災害対策基本法の一部改正	
34	第3章第41節 危険物等施設 応急対策	426	16	<b>1 計画の方針</b> （1）基本方針 ウ 市町村の責務 危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、 <u>避難の勧告又は指示</u> を行う。	<b>1 計画の方針</b> （1）基本方針 ウ 市町村の責務 危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、 <u>避難指示等</u> を行う。	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																								
35	第3章第41節 危険物等施設 応急対策	428	2	<p><b>3 業務の体系</b> (2) 県・市町村等における業務の体系</p>	<p><b>3 業務の体系</b> (2) 県・市町村等における業務の体系</p>	災害対策基本法の一部改正																									
36	第3章第41節 危険物等施設 応急対策	429	▲5	<p><b>4 業務の内容</b> (1) 地震発生時の共通の応急対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、<u>避難の勧告又は指示</u>を行う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	市町村	・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、 <u>避難の勧告又は指示</u> を行う。		(略)	(略)	(略)	<p><b>4 業務の内容</b> (1) 地震発生時の共通の応急対応</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、<u>避難指示等</u>を行う。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	市町村	・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、 <u>避難指示等</u> を行う。		(略)	(略)	(略)	災害対策基本法の一部改正	
実施主体	対 策	協力依頼先																													
(略)	(略)	(略)																													
市町村	・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、 <u>避難の勧告又は指示</u> を行う。																														
(略)	(略)	(略)																													
実施主体	対 策	協力依頼先																													
(略)	(略)	(略)																													
市町村	・危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、 <u>避難指示等</u> を行う。																														
(略)	(略)	(略)																													

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>・付近住民等に対する火 気使用の制限、<u>避難勧告</u> 等の必要な措置を講ず る。 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応</p>	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	市町村	・付近住民等に対する火 気使用の制限、 <u>避難勧告</u> 等の必要な措置を講ず る。 (略)		(略)	(略)	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>・付近住民等に対する火 気使用の制限、<u>避難指示</u> 等の必要な措置を講ず る。 (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 危険物等流出及び火災発生時の応急対応</p>	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	市町村	・付近住民等に対する火 気使用の制限、 <u>避難指示</u> 等の必要な措置を講ず る。 (略)		(略)	(略)	(略)		
実施主体	対 策	協力依頼先																													
(略)	(略)	(略)																													
市町村	・付近住民等に対する火 気使用の制限、 <u>避難勧告</u> 等の必要な措置を講ず る。 (略)																														
(略)	(略)	(略)																													
実施主体	対 策	協力依頼先																													
(略)	(略)	(略)																													
市町村	・付近住民等に対する火 気使用の制限、 <u>避難指示</u> 等の必要な措置を講ず る。 (略)																														
(略)	(略)	(略)																													
37	第3章第41節 危険物等施設 応急対策	432	▲1	<p><b>5 市町村地域防災計画で定める事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害情報の収集・報告</li> <li>・ 災害広報</li> <li>・ <u>避難勧告</u>・指示</li> </ul>	<p><b>5 市町村地域防災計画で定める事項</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害情報の収集・報告</li> <li>・ 災害広報</li> <li>・ <u>避難指示等</u></li> </ul>	災害対策基本 法の一部改正																									
38	第3章第43節 港湾・漁港施 設の応急対策	438	6	<p><b>4 業務の内容</b></p> <p>(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び県 民の安全確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>・施設等の被災により県 民に被害が及ぶおそれ がある場合は、県民に<u>避難</u> に対する<u>勧告</u>、<u>指示</u>及び 避難誘導を実施する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市町村	・施設等の被災により県 民に被害が及ぶおそれ がある場合は、県民に <u>避難</u> に対する <u>勧告</u> 、 <u>指示</u> 及び 避難誘導を実施する。		(略)	(略)	(略)	<p><b>4 業務の内容</b></p> <p>(1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び県 民の安全確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>・施設等の被災により県 民に被害が及ぶおそれ がある場合は、県民に<u>避難</u> <u>指示</u>及び避難誘導を実施 する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市町村	・施設等の被災により県 民に被害が及ぶおそれ がある場合は、県民に <u>避難</u> <u>指示</u> 及び避難誘導を実施 する。		(略)	(略)	(略)	災害対策基本 法の一部改正							
実施主体	対 策	協力依頼先																													
市町村	・施設等の被災により県 民に被害が及ぶおそれ がある場合は、県民に <u>避難</u> に対する <u>勧告</u> 、 <u>指示</u> 及び 避難誘導を実施する。																														
(略)	(略)	(略)																													
実施主体	対 策	協力依頼先																													
市町村	・施設等の被災により県 民に被害が及ぶおそれ がある場合は、県民に <u>避難</u> <u>指示</u> 及び避難誘導を実施 する。																														
(略)	(略)	(略)																													
39	第3章第46節 治山・砂防施 設等の応急対 策	447	14	<p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>イ 市町村の責務</p> <p>住民等から土砂災害等の通報を受けた時及 びパトロール等により土砂災害等を確認した 時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住 民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に</p>	<p><b>1 計画の方針</b></p> <p>(1) 基本方針</p> <p>イ 市町村の責務</p> <p>住民等から土砂災害等の通報を受けた時及 びパトロール等により土砂災害等を確認した 時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住</p>	災害対策基本 法の一部改正																									

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																		
				対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。	民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難指示及び避難誘導等を実施する。																				
40	第3章第46節 治山・砂防施設等の応急対策	448	21	<b>2 情報の流れ</b> (2) 被災地へ <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報発信者→情報受信者</th> <th>主な情報内容</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>県民、警察</td> <td>防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難勧告・指示等</td> </tr> </tbody> </table>	情報発信者→情報受信者		主な情報内容	(略)	(略)	(略)	市町村	県民、警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難勧告・指示等	<b>2 情報の流れ</b> (2) 被災地へ <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報発信者→情報受信者</th> <th>主な情報内容</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>県民、警察</td> <td>防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難指示等</td> </tr> </tbody> </table>	情報発信者→情報受信者		主な情報内容	(略)	(略)	(略)	市町村	県民、警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難指示等	災害対策基本法の一部改正	
情報発信者→情報受信者		主な情報内容																							
(略)	(略)	(略)																							
市町村	県民、警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難勧告・指示等																							
情報発信者→情報受信者		主な情報内容																							
(略)	(略)	(略)																							
市町村	県民、警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難指示等																							
41	第3章第46節 治山・砂防施設等の応急対策	448	▲1	<b>3 業務の体系</b> ☆土砂災害等の発生 (土砂災害等の調査) (応急対策工事) (避難等) 	<b>3 業務の体系</b> ☆土砂災害等の発生 (土砂災害等の調査) (応急対策工事) (避難等) 	災害対策基本法の一部改正																			
42	第3章第46節 治山・砂防施設等の応急対策	450	1	<b>4 業務の内容</b> (3) 避難勧告・指示等の実施 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>・土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	市町村	・土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告する		<b>4 業務の内容</b> (3) 避難指示等の実施 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> <tr> <th>(略)</th> <th>(略)</th> <th>(略)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>・土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	(略)	(略)	(略)	市町村	・土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告する		災害対策基本法の一部改正	
実施主体	対 策	協力依頼先																							
(略)	(略)	(略)																							
市町村	・土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告する																								
実施主体	対 策	協力依頼先																							
(略)	(略)	(略)																							
市町村	・土砂災害緊急情報や被災概要調査の結果により、二次災害等被害拡大の可能性が高いと考えられるときは、関係住民にその調査概要を報告する																								

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
				とともに避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。	とともに避難指示及び避難誘導等を実施する。		
43	第3章第46節 治山・砂防施設等の応急対策	450	▲5	<b>5 市町村地域防災計画で定める事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害危険箇所等に関する事項</li> <li>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項</li> <li>土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項</li> <li>避難勧告等の発令基準、対象区域に関する事項</li> <li>避難場所の開設、運営に関する事項</li> <li>要配慮者への支援に関する事項（要配慮者利用施設への情報伝達方法含む）</li> <li>防災意識の向上（防災訓練等）に関する事項</li> </ul>	<b>5 市町村地域防災計画で定める事項</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害危険箇所等に関する事項</li> <li>土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する事項</li> <li>土砂災害に関する情報の収集及び伝達方法に関する事項</li> <li>避難指示等の発令基準、対象区域に関する事項</li> <li>避難場所の開設、運営に関する事項</li> <li>要配慮者への支援に関する事項（要配慮者利用施設への情報伝達方法含む）</li> <li>防災意識の向上（防災訓練等）に関する事項</li> </ul>	災害対策基本法の一部改正	
44	第3章第47節 河川・海岸施設の応急対策	451	18	<b>1 計画の方針</b> (1) 基本方針 イ 市町村の責務 住民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けた時及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認した時は、県へ連絡する。また、施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民の安全を確保するため、 <u>避難のための勧告、指示及び避難誘導等</u> を実施する。	<b>1 計画の方針</b> (1) 基本方針 イ 市町村の責務 住民等から河川・海岸施設の被災の通報を受けた時及びパトロール等により河川・海岸施設の被災を確認した時は、県へ連絡する。また、施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民の安全を確保するため、 <u>避難指示及び避難誘導等</u> を実施する。	災害対策基本法の一部改正	

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考																																				
45	第3章第47節 河川・海岸施設の応急対策	452	18	<p>2 情報の流れ (2) 被災地へ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報発信者→情報受信者</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>住民、 県警察、 消防</td> <td>施設被害の規模と状況の 推移、応急工事の状況報 告、<u>避難勧告・指示等</u>の 発令</td> </tr> </tbody> </table>	情報発信者→情報受信者		主な情報内容	(略)	(略)	(略)	市町村	住民、 県警察、 消防	施設被害の規模と状況の 推移、応急工事の状況報 告、 <u>避難勧告・指示等</u> の 発令	<p>2 情報の流れ (2) 被災地へ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">情報発信者→情報受信者</th> <th>主な情報内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>市町村</td> <td>住民、 県警察、 消防</td> <td>施設被害の規模と状況の 推移、応急工事の状況報 告、<u>避難指示等</u>の発令</td> </tr> </tbody> </table>	情報発信者→情報受信者		主な情報内容	(略)	(略)	(略)	市町村	住民、 県警察、 消防	施設被害の規模と状況の 推移、応急工事の状況報 告、 <u>避難指示等</u> の発令	災害対策基本 法の一部改正																			
情報発信者→情報受信者		主な情報内容																																									
(略)	(略)	(略)																																									
市町村	住民、 県警察、 消防	施設被害の規模と状況の 推移、応急工事の状況報 告、 <u>避難勧告・指示等</u> の 発令																																									
情報発信者→情報受信者		主な情報内容																																									
(略)	(略)	(略)																																									
市町村	住民、 県警察、 消防	施設被害の規模と状況の 推移、応急工事の状況報 告、 <u>避難指示等</u> の発令																																									
46	第3章第47節 河川・海岸施設の応急対策	453	6	<p>4 業務の内容 (1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び住 民の安全確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>・施設等の被災により住 民に被害が及ぶおそれ がある場合は、住民に対 する<u>避難のための勧告、指 示及び避難誘導等</u>を実施 する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(4) 住民に対する広報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>(略) ・被災した施設の被害規 模が拡大し、住民の生命 に被害を及ぼすおそれ がある場合は、<u>適時、避難 勧告等</u>を発令する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市町村	・施設等の被災により住 民に被害が及ぶおそれ がある場合は、住民に対 する <u>避難のための勧告、指 示及び避難誘導等</u> を実施 する。		(略)	(略)	(略)	実施主体	対 策	協力依頼先	市町村	(略) ・被災した施設の被害規 模が拡大し、住民の生命 に被害を及ぼすおそれ がある場合は、 <u>適時、避難 勧告等</u> を発令する。		(略)	(略)	(略)	<p>4 業務の内容 (1) 被災状況の把握、施設の緊急点検及び住 民の安全確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>・施設等の被災により住 民に被害が及ぶおそれ がある場合は、住民に対 する<u>避難指示及び避難誘導 等</u>を実施する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>(4) 住民に対する広報等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施主体</th> <th>対 策</th> <th>協力依頼先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村</td> <td>(略) ・被災した施設の被害規 模が拡大し、住民の生命 に被害を及ぼすおそれ がある場合は、<u>適時、避難 指示等</u>を発令する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	対 策	協力依頼先	市町村	・施設等の被災により住 民に被害が及ぶおそれ がある場合は、住民に対 する <u>避難指示及び避難誘導 等</u> を実施する。		(略)	(略)	(略)	実施主体	対 策	協力依頼先	市町村	(略) ・被災した施設の被害規 模が拡大し、住民の生命 に被害を及ぼすおそれ がある場合は、 <u>適時、避難 指示等</u> を発令する。		(略)	(略)	(略)	災害対策基本 法の一部改正	
実施主体	対 策	協力依頼先																																									
市町村	・施設等の被災により住 民に被害が及ぶおそれ がある場合は、住民に対 する <u>避難のための勧告、指 示及び避難誘導等</u> を実施 する。																																										
(略)	(略)	(略)																																									
実施主体	対 策	協力依頼先																																									
市町村	(略) ・被災した施設の被害規 模が拡大し、住民の生命 に被害を及ぼすおそれ がある場合は、 <u>適時、避難 勧告等</u> を発令する。																																										
(略)	(略)	(略)																																									
実施主体	対 策	協力依頼先																																									
市町村	・施設等の被災により住 民に被害が及ぶおそれ がある場合は、住民に対 する <u>避難指示及び避難誘導 等</u> を実施する。																																										
(略)	(略)	(略)																																									
実施主体	対 策	協力依頼先																																									
市町村	(略) ・被災した施設の被害規 模が拡大し、住民の生命 に被害を及ぼすおそれ がある場合は、 <u>適時、避難 指示等</u> を発令する。																																										
(略)	(略)	(略)																																									

新旧対照表（震災対策編）

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	備考
47	第3章第48節 農地・農業用 施設等の応急 対策	459	▲14	<b>1 計画の方針</b> (2) 要配慮者に対する配慮策（市町村） 緊急点検の結果、危険と認められる箇所 については、住民に対する <u>避難のための勧 告・指示等</u> を行うとともに、適切な避難誘 導を実施する。	<b>1 計画の方針</b> (2) 要配慮者に対する配慮策（市町村） 緊急点検の結果、危険と認められる箇所につ いては、住民に対する <u>避難指示等</u> を行うと ともに、適切な避難誘導を実施する。		
48	第4章第1節 民生安定化対 策	505	20	<b>11 その他公共料金の特例措置</b> (2) 電信電話事業 各通信事業者の判断により、以下の措置 を講ずる事がある。 ア <u>避難勧告等</u> により実際に電話サービス等受 けられない契約者の基本料金の減免 <u>避難勧告の日から同解除の日までの期間</u> （1か月未満は日割り計算）とする。	<b>11 その他公共料金の特例措置</b> (2) 電信電話事業 各通信事業者の判断により、以下の措置 を講ずる事がある。 ア <u>避難指示等</u> により実際に電話サービス等受 けられない契約者の基本料金の減免 <u>避難指示の日から同解除の日までの期間</u> （1か月未満は日割り計算）とする。		